

平成31年度の事業報告書

平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 発達障害療育センター

1 事業の成果

京都市に拠点を移動し、発達障害児・者及びその周辺児・者並びにその家族の学校・社会生活の質的向上のための支援に関する事業として、京都市内及び大阪市内の発達障害児の家庭において、発達障害児の読み書きについての学習支援並びに保護者に対する面談を行った。

京都市内及び大阪市内の家庭において、児童1名に対し1名の講師が担当し、支援を受けた児童は京都1名、大阪1名である。児童の進捗状況に応じて、一人一人にあった教材や課題を組み合わせて行った。この京都・大阪の支援活動では、児童への学習支援の後に保護者面談の時間を設けている。保護者面談では、児童の課題に対する進捗状況を保護者に報告し、保護者からは家庭や学校での児童の様子や問題点を報告していただき、相互に情報を共有した。また、面談で得た情報を基に、学習支援内容を改善し、より効果的な支援が行えるよう努めた。

新年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での支援活動が困難になることが予想され、インターネットを利用したりリモート指導等、あらたな支援方法を模索しつつ学習支援活動を続けていく予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費 の金額 (単位：千円)
(1) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	実施なし			0
(2) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業	実施なし			0

(3) 発達障害児・者及びその周辺児・者並びにその家族の学校・社会生活の質的向上のための支援に関する事業	児童の家庭にて、読み書きを中心とした学習支援を行った。	(A) 隔週（通年） (B) 京都府・大阪府の児童宅 (C) 1名	(D) 支援を必要とする発達障害児 (E) 2名	295. 067
(4) 発達障害児・者についての社会への啓発に関する事業	実施なし			0
(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施なし			0

(2) その他の事業

当該事業年度は実施しなかった。